

水振第 62-26 号
令和 4 年 2 月 2 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 4 管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 4 項の規定により、農林水産大臣からすけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第 16 条第 1 項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 小川
Tel：019-629-5805
Fax：019-629-5824
E-mail：g-ogawa@pref.iwate.jp

(案)

令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準 （※1）	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がするめいかの採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準 （※1）	
くろまぐろ （小型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条約 海域（※2）	漁獲量の総量	74.860 トン	3.940 トン （5%）を 県の留保と する
くろまぐろ （大型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条約 海域（※2）	漁獲量の総量	52.155 トン	2.745 トン （5%）を 県の留保と する

※1 国からの割当量と同じ

※2 中西部太平洋条約海域：漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。